

北京市人民政府の北京市クリーン空気行動計画（2011－2015 大気汚染抑制措置）
を印刷することに関する通知

各区、県人民政府、市政府各委員会、弁公室、局、各市所属機構：

ここに、《北京市クリーン空気行動計画（2011－2015 大気汚染抑制措置）》を印刷し、各位に送るので、実際と結合し、真剣に貫徹・実行すること。

2011年4月1日
北京市クリーン空気行動計画
（2011－2015 大気汚染抑制措置）

《国務院弁公庁が環境保護部等の部門に転送した大気汚染の共同防止共同抑制業務を推進し地域の空気品質を改善するための指導意見に関する通知》（国弁発〔2010〕33号）の精神を真剣に貫徹・実行し、空気品質を更に改善するために、《北京市の国民経済と社会発展第十二次五ヵ年計画要綱》及び関連する法律法規に基づき、本行動計画を制定する。

一、大気汚染の防止・対策業務が直面する形勢

党中央、国務院の堅固な指導と全市人民の共同努力のもと、“十一五”期間、本市は“グリーンオリンピック”の開催及び新中国成立 60 周年の祝賀を契機として、大気汚染防止・対策業務を更に強化し、一連の大気汚染抑制措置を実施し、産業とエネルギー構造の最適調整を行い、汚染の削減業務は顕著な成果を得、空気品質は明確に改善した。全市の空気品質二級と二級以上の日数は、2005年の234日間から2010年には286日間に増加した。空気中の二酸化硫黄、二酸化窒素、吸引可能顆粒物の2010年の年平均濃度は2005年に比べ、それぞれ36%、13.6%、14.8%低下した。しかし、空気品質の状況は首都としての地位と人民大衆の希望に比べて、いまだに大きな差がある。

“十二五”期間、経済社会の急速な発展に従い、空気品質は継続的に汚染物の“存在量”の削減と汚染物の“増加量”の抑制という二重の圧力に直面し、大気汚染物の排出削減任務は更に巨大となり、空気品質の改善は新しい挑戦を迎え、大気汚染防止・対策は更に厳格な措置を採用する必要に迫られている。

二、指導思想、基本原則と目標

（一）指導思想

党の第十七期全国代表大会と第十七期中、四中、五中全会の精神を全面的に貫徹し、科学発展観を深く貫徹・実行し、国の《国民経済と社会発展の第十二次五ヵ年計画要綱》の指示と要求に照らし、資源節約型、環境友好型の社会建設を速め、生態文明レベルを高め、空気品質の改善を目標とし、汚染物総量の排出削減をメインとして、排出源の管理と抑制を厳格に行い、構造調整を深め、汚染対策を強化し、地域の共同防止共同抑制を推進し、住み良い都市の建設のために良好な環境基礎を築く。

（二）基本原則

優れた発展を図り、増加量を抑制する。グリーン発展の理念を堅固に樹立し、エネルギー構造を改善し、産業配置を優良なものとし、環境参入基準を高め、高汚染と高エネルギー消費産業の発展を制限する等の措置を通じて、経済発展方式の転換を促し、汚染物の増加量を抑制する。

総合的に抑制し、歩調を合わせて排出削減を行う。構造における排出削減、工程における排出削減及び管理における排出削減を全て重視し、産業構造の最適化を行い、首都機能としての位置づけに不適切な業種の企業を淘汰し、汚染対策を深化し、経済補償と奨励政策を新たに定め、環境の監督管理を強化し、歩調を合わせて顆粒物、二酸化硫黄、窒素酸化物、揮発性有機物等の多種類の汚染物の排出削減を実現し、大気の複合型汚染を有効に

抑制する。

重点を際立たせ、総合的に推進する。区・県の役割・機能に基づき、大気汚染物の総量排出削減を推進する。首都機能の中心エリアと都市機能の拡張エリアでは“石炭ゼロ区”と粉塵汚染抑制区の建設に注力しなければならない。都市発展新区ではエネルギー構造と産業配置の最適化を図り、インフラ建設を加速し、工業構造の調整を推進しなければならない。生態保存発展区では資源消耗型産業の移転を断固として行い、生態修復と建設を強化しなければならない。

責任を持ち、共同管理をより良く行う。空気品質の改善を目標として、部門の監督管理、属地管理、汚染排出主体の排出削減責任を強化し、審査・評価体系を健全なものとし、関連する管理メカニズムを完全なものとし、各級政府が共同管理をより良く行い、全社会が大気汚染防止を共同で受け持つ局面を形成する。

(三) 目標

京津冀（北京・天津・河北）大気汚染共同防止共同抑制メカニズムを建設し、地域の生態環境の総合改善を実現するという基礎の上に、2015年までに、全市空気中の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、ベンゾピレン(a)、フッ化物、鉛等の6項目の汚染物について、基準達成の安定化を図る。総浮遊顆粒物と吸引可能顆粒物の年平均濃度を2010年に比べて10%前後低下する。オゾン汚染の趨勢は逐次緩和する。全市の空気品質二級と二級以上の日数の比率は80%以上とする。

各区県の空気品質を更に改善し、2015年までに、昌平区、平谷区、怀柔区、密雲県、延慶県の吸引可能顆粒物の年平均濃度を2010年に比べ5%低下し、空気品質の二級と二級以上の日数の比率は85%とする。東城区、西城区、朝陽区、海淀区、順義区の吸引可能顆粒物の年平均濃度を2010年に比べ10%低下し、空気品質の二級と二級以上の日数の比率は80%とする。豊台区、石景山区、門頭溝区、房山区、通州区、大興区、北京経済技術開発区の吸引可能顆粒物の年平均濃度を2010年に比べ15%低下し、空気品質の二級と二級以上の日数の比率は76%とする。

三、総量抑制を堅持し、経済発展方式の転換を推進する

(四) 大気汚染物の総量排出削減体系を完備する

大気汚染源の排出リストを建設し、空気品質の改善目標に基づき、各区県の吸引可能顆粒物、窒素酸化物、二酸化硫黄、揮発性有機物等の主要汚染物の年間の総量排出削減プロジェクトを明確にする。新しく増加した大気汚染排出プロジェクトに対して、“新により老に代え、増産し汚染を削減し、総量を減少する”という原則により、計画を作り、審査と建設を行う。

(五) グリーンエネルギー体系を構築する

天然ガス等のクリーンエネルギーのエネルギー構造の中での比重を更に高め、石炭消費量の減少を図る。2015年までに、全市の石炭燃焼総量は2,000万トン以下に抑制し、天然ガスのエネルギー消費総量の中での比重を20%とする。新都市、重点小町村及び重点工業開発区、園区、産業基地をカバーする天然ガス供給パイプ網を基本的に建設する。新設のプロジェクトは原則として天然ガス、電気等のクリーンエネルギーを採用し、石炭、重油、アスファルト等の高汚染燃料を使用する建設プロジェクトの新設、拡張は認めない。

(六) 公共交通システムの発展を加速する

レール交通の建設を大いに推進し、2015年には全市のレール交通の総距離数は660km以上とする。公共交通の稼働比率を高め、2015年には都市中心の公共交通の稼働比率を50%とする。

(七) 高汚染業種の発展を制限する

高汚染業種の調整と退出リストを定期的に公布し、首都都市機能に符合しない業種企業の移転を加速し、老朽のプロセスと設備を淘汰する。汚染物の排出量が大い或いは有毒有害汚染物を排出する石油精製、セメント、鉄鋼、鑄造、平板ガラス、陶器、アスファル

ト防水コイル材、人造板(wood based panel)等の加工業及び非金属鉱物の採掘等の鉱産資源の開発プロジェクトの新設、拡張を禁止する。2015年までに、全市の石油精製規模は1,000万トン以下、セメント生産規模は700万トン以下に抑制する。

(八) 生態工業園区建設を展開する

新設、拡張する工業プロジェクトは産業発展方向に基づき、相応する類別の工業開発区、園区に進出する。大興安定化学工業基地と北京石油化学新材料科学技術産業基地を除き、その他の地域では化学工業、石油化学関連の建設プロジェクトの新設は行わない。各種の工業開発区、園区では更に進んだ規範管理を行い、産業発展方向を明確にし、技術レベルを高め、クリーン生産を実施し、汚染排出の減少を図らなければならない。

四、六大工程を実施し、大気汚染を全面的に抑制する

(九) 石炭燃焼汚染対策工程

四大ガス燃焼熱電センターの建設を推進する。既存の石炭燃焼発電所に対してクリーンエネルギー改造を実施し、2011年末までに東南熱電センターを建設し、国華北京熱電分会社の石炭燃焼発電所の代替とする。2012年末までに西南熱電センターと東北熱電センターを建設する。2014年末までに西北熱電センターを建設し、京能熱電公司、大唐北京高井発電所の石炭燃焼ユニットの代替とする。

石炭燃焼ボイラーのクリーンエネルギー使用への改善を実施する。2015年末までに、市内六つの区では基本的に石炭燃焼ゼロを実現し、20 スチームトン以上及び一部分散型の石炭燃焼ボイラーをクリーンエネルギー使用への改善を加速し、既存の石炭燃焼施設の改造を基本的に完成する。郊外の区県で天然ガス等のクリーンエネルギーの供給条件を備える地区では、石炭燃焼ボイラーのクリーンエネルギー使用への改善を逐次行い、国家級と市級の工業開発区、園区ではクリーンエネルギーによる熱供給を必ず行わなければならない。パイプによる天然ガスの供給条件がない地区では、通年運行している石炭燃焼施設について液化石油ガス、圧縮天然ガス或いは電気等のクリーンエネルギー使用への改善を奨励する。

低層面源の汚染対策を展開する。東城区、西城区政府は共に旧市街改造を行い、平屋や簡易建物の住民の暖房をクリーンエネルギー使用に改善するプランを制定し、年度を分けて実施し、2014年末までに改造を完成する。都市と農村の結合部地区では“都市の中の村”改造と新農村の建設を通じて、クリーンエネルギーの使用を統一的に計画する。郊外の区県の政府は新都市の集中熱供給センターがカバーする地域内の分散型石炭燃焼ボイラーを解体撤去する。農村地区では生態建設活動を推進し、太陽エネルギー、メタンガス等のクリーンエネルギーの使用を奨励し、ストーブの石炭燃焼使用量を減少し、選別前の原炭のバラ焼きを逐次禁止しなければならない。

(十) 自動車等の汚染抑制工程

新車の排出基準を弛まず高める。2011年から新しく増加する公共交通車両は国家第五段階の自動車等の汚染物排出基準に必ず達しなければならない。2012年には新しく増加する軽型ガソリン車、重型ディーゼル車に対して、国家第五段階の自動車等の汚染物排出基準を執行し、且つ相応する基準の車両用燃油の供給に努力しなければならない。

老朽車両を継続して淘汰する。老朽自動車の更新・淘汰に関する長期メカニズムを研究し、建設する。2015年末までに、合計40万台の黄色ナンバープレート全車両とその他の排ガスが多い老朽自動車等の淘汰に努力する。

使用中の車両の排ガスに対する監督管理を厳格に行う。黄色ナンバープレートの行動制限範囲を更に縮小し、その他の相対する排ガスが多い車両に対して運行を制限する措置を採用する。他省市から北京に入る車両の管理を強化し、その排ガスが多い車両は北京市の関連する運行を制限する規定に基づき執行する。使用車の排出に関する定期的な検査測定管理を厳格に行い、路上での検査、車庫での抜き取り調査を強化し、使用車の排出基準達成を促進する。

非道路ディーゼル動力機械の管理を強化する。非道路ディーゼル動力機械の管理法規体系を完備し、法により、その販売と使用環境の監督管理を強化する。非道路ディーゼル動力機械に対して、国家第三段階の排出基準を実施する。

(十一) 重点汚染業種の対策工程

高汚染企業と老朽技術を退出させる。セメント業種の整合を更に図り、4社のセメント生産企業を閉鎖する。コンクリート攪拌ステーションとセメント部材工場の調整と整合を行い、2012年末までに、本市のコンクリート攪拌ステーション総合対策のための専門項目作業計画に基づき、既存のコンクリート攪拌ステーションの生産規模を圧縮する。2015年末までに、五環路以内のコンクリート攪拌ステーションとセメント部材工場を基本的に移転させる。2012年末までに、建築土砂の焼結レンガの生産企業を閉鎖する。北京東方石油化工有限公司の東方化工廠、北新集団建材股份有限公司、北京鹿牌都市生活用品有限公司、北京市翔牌墙体材料有限公司、北京市西六建材有限責任公司等の企業の移転に向けた調整を行う。アスファルト防水コイル材、キューポラによる鋳造、カーバイト法によるアセチレンの製造等の高汚染の老朽生産技術と土砂石の採掘、平板ガラス等の汚染業種を逐次移転する。工業開発区と園区以外の一定規模以下の化学工業、石灰石膏、石材加工とレンガ・瓦等の生産企業を閉鎖する。

工業汚染対策を深める。工業企業には汚染物の排出基準の達成を全面的に実現し、建材業種では資材の貯蔵・輸送システムの密閉化改造を展開し、粉塵汚染を抑制する。石油化学工業、化学品製造、自動車製造、家具生産、工業用塗装、包装印刷等の重点業種では揮発性有機物の排出の専門対策を展開する。北京燕山石油化学公司では触媒・分留による再生排煙脱硫除塵対策を完成し、石炭燃焼、石油コークス燃焼ボイラーではクリーンエネルギーの使用改善を推進する。保留する工業窯炉ではクリーンエネルギー使用に改善する。

レストランの油煙の汚染対策を強化する。レストラン飲食業での専門対策と検査を展開し、あらゆる飲食サービスを行う場所では等しく油煙浄化施設を設置し、且つ効果的な運行メカニズムを建設し、基準達成による排出を確保する。営業用の小規模石炭炉、露天の焼き物等の行為に対する法律検査を強化し、低空汚染を処理する。

(十二) 粉塵汚染の総合対策工程

施工粉塵を抑制する。建設施工機関の主体责任を強化し、“工事現場の土砂を100%覆い、工事現場の路面を100%硬化させ、工事現場を出る車両は100%タイヤを洗浄し、建造物の解体移転では100%散水による粉塵圧縮を行い、暫時工事を行わない所は100%緑化する”等の“五つの100%”という要求を継続して厳格に実行する。建設現場における高効率のタイヤ洗浄技術のモデル化と普及を展開し、施工現場の粉塵の汚染抑制の技術進歩を促進する。業界の監督管理責任を強化し、グリーン施工の監督管理メカニズムを刷新し、重点段階と箇所についての精細化管理をより良く行い、施工企業の粉塵汚染の記録をマイナス情報として建築企業の信用管理システムに組み込み、定期的に公布する。法による検査を強化し、重点季節、重要時期、肝要な時間帯の監督管理を際立たせ、検査頻度を増やし、処罰の強度を強め、粉塵汚染の反動を抑制する。

土砂遺棄の対策。土砂の輸送機関の主体责任を強化し、運輸企業の資質認証、車両の密閉輸送記録、輸送遺棄対策の資金保障及び年間検査再検査制度を完全なものとする。土砂輸送車両を密閉する新技術への改善を展開し、グリーン車隊の規模を拡大する。新技術を十分に利用し、重点地区、重点道路をカバーする土砂輸送車両の遺棄に関する監督抑制システムを形成する。

道路の清掃・清潔保持レベルを高める。“吸収、清掃、水洗、収集”を組み合わせた道路の清潔保持設備の比重を拡大し、都市道路の水洗洗浄の頻度を増やし、毎日、重点地区、主要道路に対して水洗洗浄作業を行い、道路の塵の負荷を確実に低下する。地域の道路の塵の負荷の観測測定・評価方法を研究・制定し、道路の清掃・清潔保持の評価と情報公開方法を完全なものとする。

粉塵汚染抑制区を建設する。粉塵汚染抑制区の評価基準と審査方法を研究・制定する。

各区県政府は施工粉塵と土砂遺棄を抑制し、露地面の対策を展開し、道路清掃・清潔保持の強化を重点として、粉塵汚染抑制区の建設活動を組織し、展開する。2015 年末までに、各区県の粉塵汚染抑制区の面積は都市区総面積の 80%以上とする。

(十三)生態建設と修復工程

水域面積を増加する。南水北調プロジェクトと永定河のグリーン生態発展ベルトの建設を結合し、都市の水域面積を拡大する。水資源の保護を強化し、永定河、北運河、潮白河流域の総合対策を推進する。

都市と農村の緑化を拡大する。“山区は緑の屏風、平原は緑の網、都市は緑の風景”の三大生態系の建設を更に推進する。2015 年末までに、都市緑化のカバー率は 48%、一人平均の緑地面積は 16 平方 m、全市の森林緑化率は 57%、森林カバー率は 40%とする。低効率林の改造、中幼林の生育と森林の健全経営を展開し、生態サービス機能を向上する。

生態の修復を実施する。炭鉱、金属鉱、石灰鉱、砂採掘場、採石場等の閉鎖された廃棄鉱区に対する処理を行い、生態植林と景観の回復を図る。2015 年末までに、鉱山の生態回復 5.5 万ムー（約 36.7 平方 km）、鉱区内の採掘盤面の処置を有効に行い、地域の生態環境と景観について顕著な改善を得る。

(十四)環境保護の新技术応用工程

新エネルギー自動車の研究開発と応用を積極的に推進する。公共交通、郵政、環境衛生とタクシーなどの業界が率先して新エネルギー自動車を使用することを奨励する。2012 年末までに、新エネルギー自動車のモデル応用数量は 5,000 台を上回り、2015 年末までに、新エネルギー自動車は全市で適切な規模に到達する。

自動車用石油製品のクリーン技術応用を強化する。国家第 4 段階以上のディーゼル車に添加する窒素酸化物還元剤の監督管理メカニズムを制定する。石油タンクでは自動車用ガソリンとディーゼルオイルに対して洗浄剤を添加する。ガソリンスタンド、石油タンクのオイルガス回収をオンラインで監視抑制することを展開する。

窒素酸化物の排出削減の新技术をモデルとして広める。ガスをエネルギーとした、新規、改造、拡張の発電所、ボイラー、工業窯炉では低窒素燃焼技術を採用する。セメント炉や集中供熱の石炭燃焼ボイラーの排煙脱硝技術の研究開発及びモデルを積極的に展開し、2015 年末までに、郊外区県の集中供熱センターの石炭燃焼ボイラーと残っているセメント炉には排煙脱硝を実施する。

低揮発性有機物の新製品の使用を広める。新規の自動車製造、家具及びその他の工業塗装プロジェクトにおいて、水性塗料などの低揮発性有機物の含有量は、塗料総使用量に占める割合の 50%を下回らない。企業が現在の塗料、溶剤の使用段階で、低揮発性有機物を含有する製品に取り換えることを誘導する。

五、管理機能を完全にし、保障能力を高める。

(十五)環境保護責任の実行

市レベルの協調・監督審査メカニズムを設立し、本計画の実行を促し、並びに実行情況を指導幹部の業績考課に組み入れる。

各区県政府は、所属地の管理要求に基づき、大気改善目標と汚染物質排出削減指標を当地区の経済社会発展計画に組み入れ、具体的な実施意見を制定し、監督指導を強化する。

大気改善の年度目標や大気汚染物総量削減任務が未完成の区県に対して、大気汚染物質の排出が増加する新しい建設プロジェクトを厳格に抑制する。

市関連部門は業界の管理監督責任を現実的に履行し、関連任務を当業界の計画に組み入れ、意見や関連政策を実行し、区県の業務展開を督促・指導し、各任務の着実な実行を推進する。

汚染物質を排出する企業は、グリーン発展の理念を確立し、発展方式を転換し、環境保護に呼応した主体責任を履行し、汚染物質の排出などの情報を積極的に公開する。汚染物質排出の安定的な基準の達成確保の基礎の上に、積極的に新技术、新製造工程を積極的に

応用し、クリーン生産を展開し、汚染排出削減を実現する。

(十六)法規、基準システムの整備

国内外の経験を参考にし、当市の大気汚染防止・対策及び“グリーンオリンピック”の成功の経験を総括し、大気汚染の防止・対策の地方性法規を研究改正する。冶金、建築材料と石油化学などの業界の大気汚染物質の排出基準を更に改正して完全なものとし、関連業界の揮発性有機物の抑制基準を研究制定する。

(十七)環境経済政策の改善

経済補償と奨励政策を整備する。各石炭燃焼施設がクリーンエネルギーの使用に改め、老朽な生産能力と製造工程を退出させる経済補償政策を更に完全なものとする。工業企業の工業開発区や園区への移転、国家の第一段階の自動車の排出基準以下の小型車の淘汰、新エネルギー自動車の購入・使用に関する経済奨励政策を研究する。“グリーン車隊”の組織を継続的に支援し、それを優先的に使用することを奨励する。粉塵汚染抑制区を建設する経済奨励政策を制定する。区県の大気環境を改善し、主要汚染物質総量の排出を削減する“奨励により補助に代える”政策を完全なものとする。

政府のグリーン購入制度を創立する。塗料、ペンキと有機溶剤を使用する地方公共事業、政府投資の家屋建設と補修工事などに関連し、低揮発性有機物の含有製品を優先的に採用する。政府が主導する建設工事は“グリーン施工”企業を優先的に選定する。

汚染排出徴収制度を完全なものとする。粉塵汚染源の汚染排出費の徴収方法と二酸化硫黄、窒素酸化物などの汚染物質の汚染排出費の基準を更に高めることを研究・制定し、汚染物質排出のコストを高め、汚染処理を促進する。

(十八)環境管理監督能力の向上

空気品質の監視測定ネットワークを更に完全なものとし、細顆粒物、オゾン、揮発性有機物などの汚染物質に対する監視測定能力を高め、国家第五段階の自動車等の排出基準を連携して実施し、新車や使用中の車の排出実験室を完全なものとし、移動式汚染源監督抑制指揮センターを創立する。

(十九)地域の大気汚染の共同防止共同抑制の推進

環境保護部の統一配置により、北京・天津・河北の地域協力を積極的に推進し、地域の大気汚染の共同防止共同抑制を推進する。地域の大気監視測定ネットワーク、重点業界の汚染物質の排出基準、産業発展と配置、自動車の汚染抑制と藁の燃焼禁止などの分野の交流と協調を強化し、産業構造の調整と技術のアップグレードを促進し、汚染源の移転を減少し、地域全体の環境を向上させる。

(二十)大衆の参加の推進

新聞雑誌、テレビ、放送、ネットなどのメディアを十分に利用し、クリーン空気行動計画に対する宣伝指導を強化し、先進的なモデルを大いに発揚し、工事の粉塵、土砂の遺棄や露天のあぶり焼きなどの環境の違法行為を明らかにする。市民が積極的に“低炭素生活”、“グリーン外出”と“運転を一日減らす”などの活動に参加し、“グリーン北京”建設のために貢献することを奨励する。

添付：北京市クリーン空気行動計画(2011-2015年大気汚染抑制措置)任務分解表(略)